

新潟県条例第38号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この条において「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この条において「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下この条において「削除別表細目号」という。）を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下この条において「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後  |                | 改 正 前       |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |
|--|----------------|-------------|--|-----|--|----------------|--|---|-----|-----|--|---|----------------|
| 別表（第2条関係）  |                | 別表（第2条関係）   |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |
| (1) 知事政策局関係  |                | (1) 知事政策局関係 |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）<br/>(1)～(4) (略)<br/><u>(5) 法第3条第5項の規定による現有旅券の確認</u><br/>(6) 法第8条第1項（法第10条第4項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による一般旅券の交付<br/><br/>(7) (略)<br/>(8) 法第17条第3項の規定による申請者及び一般旅券の紛失又は焼失の<u>事実の確認並びに当該確認のための書類の提示又は提出の要求</u><br/>(9)・(10) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 事 務            | 市町村         | 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）<br>(1)～(4) (略)<br><u>(5) 法第3条第5項の規定による現有旅券の確認</u><br>(6) 法第8条第1項（法第10条第4項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による一般旅券の交付<br><br>(7) (略)<br>(8) 法第17条第3項の規定による申請者及び一般旅券の紛失又は焼失の <u>事実の確認並びに当該確認のための書類の提示又は提出の要求</u><br>(9)・(10) (略) | (略) | <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）<br/>(1)～(4) (略)<br/><br/>(5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による一般旅券の交付<br/>(6) <u>法第12条第1号の規定による査証欄の増補の申請に係る一般旅券及び書類の受理並びに県への送付</u><br/>(7) (略)<br/>(8) 法第17条第3項の規定による申請者の確認及び当該確認のための書類の提示又は提出の要求<br/>(9)・(10) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 事 務            | 市町村  | 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）<br>(1)～(4) (略)<br><br>(5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による一般旅券の交付<br>(6) <u>法第12条第1号の規定による査証欄の増補の申請に係る一般旅券及び書類の受理並びに県への送付</u><br>(7) (略)<br>(8) 法第17条第3項の規定による申請者の確認及び当該確認のための書類の提示又は提出の要求<br>(9)・(10) (略) | (略) |     |  |   |                |
| 事 務  | 市町村            |             |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |
| 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）<br>(1)～(4) (略)<br><u>(5) 法第3条第5項の規定による現有旅券の確認</u><br>(6) 法第8条第1項（法第10条第4項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による一般旅券の交付<br><br>(7) (略)<br>(8) 法第17条第3項の規定による申請者及び一般旅券の紛失又は焼失の <u>事実の確認並びに当該確認のための書類の提示又は提出の要求</u><br>(9)・(10) (略)   | (略)            |             |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |
| 事 務  | 市町村            |             |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |
| 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）<br>(1)～(4) (略)<br><br>(5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による一般旅券の交付<br>(6) <u>法第12条第1号の規定による査証欄の増補の申請に係る一般旅券及び書類の受理並びに県への送付</u><br>(7) (略)<br>(8) 法第17条第3項の規定による申請者の確認及び当該確認のための書類の提示又は提出の要求<br>(9)・(10) (略)  | (略)            |             |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |
| (2) (略)  |                | (2) (略)     |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |
| (3) 環境局関係  |                | (3) 環境局関係   |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態</td> <td>新 潟市、長岡市、三条市、柏</td> </tr> </tbody> </table>   | 事 務            | 市町村         | (略)  |     | 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態  | 新 潟市、長岡市、三条市、柏 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態</td> <td>新 潟市、長岡市、三条市、柏</td> </tr> </tbody> </table> | 事 務   | 市町村 | (略) |  | 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態 | 新 潟市、長岡市、三条市、柏 |
| 事 務  | 市町村            |             |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |
| (略)  |                |             |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |
| 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態  | 新 潟市、長岡市、三条市、柏 |             |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |
| 事 務  | 市町村            |             |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |
| (略)  |                |             |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |
| 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態  | 新 潟市、長岡市、三条市、柏 |             |  |     |  |                |  |   |     |     |  |   |                |

|   |   |
|---|---|
| 系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。)のため鳥類(ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。) | 崎市、新発田市、十日町市、見附市、 <u>上村市</u> 、 <u>燕市</u> 、 <u>糸魚川市</u> 、 <u>妙高市</u> 、 <u>上越市</u> 、 <u>阿賀野市</u> 、 <u>佐渡市</u> 、 <u>胎内市</u> 及び <u>粟島浦村</u> |
| (略)   |   |

(4)～(6)の2 (略)

(7) 農林水産部関係

| 事 務   | 市町村  |
|---|--|
| 1 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)<br>(1)～(17) (略)<br>(18) 組合等登記令(昭和39年政令第29号) <u>第14条第3項及び第4項</u> の規定による解散の登記の嘱託 | (略)  |
| (略)   |  |
| 13 森林組合法(昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)<br>(1)～(25) (略)  | 三 条 市、十日町市、見附市、 <u>燕市</u> 、 <u>妙高市</u> 、 <u>関川村</u> 及び <u>粟島浦村</u> |
| (略)   |  |

(8)・(9) (略)

|   |  |
|---|--|
| 系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。)のため鳥類(ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。) | 崎市、新発田市、十日町市、見附市、 <u>燕市</u> 、 <u>糸魚川市</u> 、 <u>妙高市</u> 、 <u>上越市</u> 、 <u>阿賀野市</u> 、 <u>佐渡市</u> 、 <u>胎内市</u> 及び <u>粟島浦村</u> |
| (略)   |  |

(4)～(6)の2 (略)

(7) 農林水産部関係

| 事 務   | 市町村   |
|---|---|
| 1 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)<br>(1)～(17) (略)<br>(18) 組合等登記令(昭和39年政令第29号) <u>第14条第4項及び第5項</u> の規定による解散の登記の嘱託 | (略)   |
| (略)   |   |
| 13 森林組合法(昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)<br>(1)～(25) (略)  | 三 条 市、十日町市、見附市、 <u>燕市</u> 、 <u>妙高市</u> 及び <u>粟島浦村</u> |
| (略)   |   |

(8)・(9) (略)

(新潟県建築基準条例の一部改正)

第2条 新潟県建築基準条例(昭和47年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p><b>第30条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第15条第1項の規定による建築物の建築及び除却の届出に係る書類の受理及び県への送付<br/><u>（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）</u></p> <p>(8)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p><b>第30条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第15条第1項の規定による建築物の建築及び除却の届出に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(8)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

（新潟県屋外広告物条例の一部改正）

**第3条** 新潟県屋外広告物条例（平成7年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前   |     |     |  |  |   |     |  |   |     |     |     |  |  |   |     |  |
|--|---|-----|-----|--|--|---|-----|--|---|-----|-----|-----|--|--|---|-----|--|
| <p>（事務処理の特例）</p> <p><b>第37条の3</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br/>(1)～(29) (略)</td> <td style="text-align: center;">長 岡<br/>市、三<br/>条市、<br/>見 附<br/>市、燕<br/>市、胎<br/>内市、<br/>湯沢町<br/>及び刈<br/>羽村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 事 務   | 市町村 | (略) |  | 2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br>(1)～(29) (略) | 長 岡<br>市、三<br>条市、<br>見 附<br>市、燕<br>市、胎<br>内市、<br>湯沢町<br>及び刈<br>羽村 | (略) |  | <p>（事務処理の特例）</p> <p><b>第37条の3</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br/>(1)～(29) (略)</td> <td style="text-align: center;">三 条<br/>市、見<br/>附市、<br/>燕市、<br/>胎 内<br/>市、湯<br/>沢町及<br/>び刈羽<br/>村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 事 務 | 市町村 | (略) |  | 2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br>(1)～(29) (略) | 三 条<br>市、見<br>附市、<br>燕市、<br>胎 内<br>市、湯<br>沢町及<br>び刈羽<br>村 | (略) |  |
| 事 務  | 市町村   |     |     |  |  |   |     |  |   |     |     |     |  |  |   |     |  |
| (略)  |   |     |     |  |  |   |     |  |   |     |     |     |  |  |   |     |  |
| 2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br>(1)～(29) (略)   | 長 岡<br>市、三<br>条市、<br>見 附<br>市、燕<br>市、胎<br>内市、<br>湯沢町<br>及び刈<br>羽村 |     |     |  |  |   |     |  |   |     |     |     |  |  |   |     |  |
| (略)  |   |     |     |  |  |   |     |  |   |     |     |     |  |  |   |     |  |
| 事 務  | 市町村   |     |     |  |  |   |     |  |   |     |     |     |  |  |   |     |  |
| (略)  |   |     |     |  |  |   |     |  |   |     |     |     |  |  |   |     |  |
| 2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br>(1)～(29) (略)   | 三 条<br>市、見<br>附市、<br>燕市、<br>胎 内<br>市、湯<br>沢町及<br>び刈羽<br>村         |     |     |  |  |   |     |  |   |     |     |     |  |  |   |     |  |
| (略)  |   |     |     |  |  |   |     |  |   |     |     |     |  |  |   |     |  |

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第7号の表1の項の改正及び第2条の規定は公布の日から、第1条中同条例別表第1号の表の改正及び次項の規定は令和5年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1号の表の改正の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び新潟県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。